

< 事務所から会員の皆様へのお願い >

令和7年6月1日から、労働安全衛生規則が改正され、事業者に対し、熱中症患者の報告体制の整備や熱中症悪化を防止する措置の準備を行い、会員に周知することなどが義務付けられました。

シルバー人材センターとしても、対象事業者には該当しないものの、改正に準じた対応が必要と考え、新たな熱中症対策をまとめました。

6月～9月にかけては1年で最も暑さが厳しく、特に熱中症の危険が高まる時期となります。会員の皆様におかれましては、次の対応に注意をしていただき、熱中症の予防に役立ててください。

① 暑さを避ける工夫をする。

屋外では、帽子を着用し、日陰で休息をこまめにとる等の工夫が大事です。あらかじめ休憩場所や小休止の時間を設定し、給水対策も忘れずに。

② こまめに水分補給をする。

のどが渇く前の水分補給が重要です。のどの渇きに気づいた時には、すでに水分不足になっている場合が多く、時間を決めこまめに水分補給を。

③ 通気性の良い、吸湿性の高い衣類を着用し、保冷剤等を用意しておくことも予防措置として大切です。

< 熱中症と思われる症状が出た時の対応 >

◎ 屋外・屋内を問わず、暑い場所でめまい、立ちくらみ、発汗、吐き気やだるさなどを少しでも感じた時には、すぐに涼しい場所に移動し、作業着を脱ぎ、体を冷やして休むようにしてください。

◎ めまい、頭痛、吐き気などの症状が治まらず、倦怠感、手足のしびれなどの状況も見られたら、迷わず救急車を呼んで下さい。
(ご家族には、事務所より連絡しますので、事務所にも一報を。)

◎ 一人作業に従事している場合や対応に困った時は、シルバー事務所に連絡してください。

シルバー人材センター事務所:71-0681

☆ また、土・日・休日等に作業する場合もあると思いますので、各リーダー等への事務局職員の連絡先等の対応も進めていきます。